

北海道 南幌町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

○議会基本条例の制定

南幌町議会では、議員・委員会提案による条例制定権を積極的に行使しており、町の将来を見据えて議会の役割を明記し、町民から負託された期待に応えるため、令和2年第3回議会定例会において、「南幌町議会基本条例」を可決・制定し、同年10月1日から施行した。

本条例では、町民から直接選挙で選ばれた議員による合議制の機関であり、二元代表制の一翼である議会は、行政の監視機関、意思決定機関及び立法機関としての責任と役割を果たすことが使命である。その使命を達成するために議会及び議員の活動原則を定め、最良の意思決定を行うことにより町民生活の安全・安心と町民福祉の向上に努めることを明記した。あわせて、情報の公開、政策活動等への多様な町民参加を推進する議会及び町民に身近な信頼される議会を目指し、町民との協働のもと、まちづくりを推進するものである。

(1) 議員の政治倫理

議会改革の取組として、平成25年6月に南幌町議会政治倫理条例を施行し、毎年度、議員の町税等の納付状況を議会だより及び町ホームページで公開している。

(2) 町長等と議会及び議員の関係

議会及び議員は一般質問において一問一答方式を実施することにより論点・争点を明確にして町民にわかりやすい質問となるよう努めている。また、町長その他の執行機関の長並びに副町長及び教育長は議員の質疑及び質問に対して許可を得て反問することができる旨を規定した。

(3) 自由討議による合意形成

本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める旨を規定しており、令和6年5月から議会全員協議会において自由討議の試行を開始した。自由討議を行うことで、合意形成過程においてより深い議論をすることで、その後の本会議での採決や一般質問へつなげるとともに町民に対する説明責任を果たすものである。

(4) 開かれた活動的な議会の推進

南幌町議会では、令和6年9月から、南幌町議会まちづくり特別委員会で検討を重ね、町民に身近な信頼される議会を築くため、町民に開かれた議会をめざして、南幌町議会マニフェスト（公約）を制定し、令和9年4月の任期までに取り組むべき重点項目を公表している。マニフェスト（公約）を制定することにより、任期中に行うべき重点項目を明確にし、議会活動及び議員活動の充実に寄与することが期待できる。

【南幌町議会マニフェスト（公約）】

改革項目	重点項目
議会の見える化	○各委員会活動の透明化 ○会議に係る審議と結果に至る経過の見える化
身近な議会活動	○議会報告懇談会開催内容の充実 ○懇談会開催の工夫 ○主権者教育の推進 ○議会評価提言者の活用
情報発信の拡充	○議会ホームページの充実 ○町民にわかりやすい情報発信の取組 ○議会 YouTube のあり方

【具体的な取組として】

- ① 各常任委員会の傍聴公開
- ② 各常任委員会の議事録公開
- ③ 町内全地域での懇談会開催と小規模懇談会の実施
- ④ 「議員としゃべり場」開催内容の工夫
- ⑤ 小中学生を対象とした出前講座及び子ども議会の実施
- ⑥ 議会ホームページの改訂
- ⑦ 議会だよりの充実（読ませるから見せる広報へ）
- ⑧ YouTube 配信による議会会議中継

(5) 提言者の協力

議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動するため、令和3年4月に南幌町議会評

価提言者設置要綱を施行、提言者の公募を行い10名の提言者に委嘱状を交付し、評価提言者会議を開催した。現在は3期目となる8名の評価提言者により議会改革及び活性化の意見・提案を寄せていただいている。また、2年任期としているが、南幌町議会基本条例の条項の規定に基づいた評価項目により評価シートを作成し、議会評価をいただいている。評価提言者が本会議や常任委員会等を傍聴することで、会議での緊張感も増し、より良い活発な議論につながっている。

(6) 議会図書室の設置、公開

令和3年4月から、議会事務局内に議会図書室を移動し議員のみならず、町民、町職員の利用に供し、調査研究のため政務活動費を活用して購入された図書は、利用後図書室に配架するなど図書の充実に努めている。

(7) 議員定数及び議員報酬

令和7年5月から、南幌町議会まちづくり特別委員会において、議員定数及び議員報酬の適正なあり方について検討を開始した。今後、議員活動量の調査を実施し、基礎データの収集、把握を行い、報告書としてまとめた後、南幌町特別職報酬等審議会へ報告される予定である。

(8) 危機管理

令和3年2月に南幌町議会感染症対応マニュアル、令和4年12月に南幌町議会大規模災害時対応マニュアルを策定した。

南幌町議会感染症対応マニュアルにおいては、感染症の拡大を防ぐための予防対策を講じるとともに、議員又はその家族が感染症に感染した場合に適切な対応を行い、感染症の拡大防止や迅速かつ円滑な議会運営が図られることを目的に策定された。

南幌町議会大規模災害時対応マニュアルにおいては、南幌町災害対策本部が設置された場合の議会及び南幌町議会議員の迅速かつ適切な対応と災害支援活動を定めている。SNSを活用し、自身及び家族の安否、住居及び周辺の状況、議会へ参集することへの可否について議長（議会事務局）へ報告することとしている。また、議員はむやみに移動せず、自宅又は自宅付近の避難所にとどまり、地域で把握した情報を議長へ報告し、議長はその情報を災害対策本部へ提供する旨を規定している。

(事績 2) 住民に開かれた議会

○議会の見える化

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会、議会まちづくり特別委員会、議会広報特別委員会の傍聴・公開及び会議録を公開している。また、令和7年5月から、町ホームページにおいて各常任委員会及び各特別委員会の会議結果概要録を掲載し公開している。

○身近な議会活動

(1) 議会報告懇談会の開催

日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に、毎年11月及び2月に議会報告懇談会を実施し、町の施策や各常任委員会及び各特別委員会で協議検討されている事項について、町民へ報告している。町民から出された意見については、該当する各常任委員会及び各特別委員会において協議検討され町側へ提議している。

(2) 議員としゃべり場の開催

町民が日頃の議会活動の理解を深め、より議員を身近に知ってもらうこと、町民と対話することで議員一人ひとりの資質向上に寄与することを目的に、議会報告懇談会よりも気軽に懇談できる場所として、令和6年10月より「議員としゃべり場」を開催している。年齢性別を問わず町民の方が議員と対話できる場として定着し始め、令和6年は10月に2回、12月に2回、令和7年は3月に2回、6月以降は偶数月に開催することとし、8月に1回、10月、12月、2月に開催を予定している。

(3) 議会懇談会の開催

町民からの申し出により、町内の5名以上のグループ、団体においてテーマを定め、テーマに沿って懇談を実施し、開催結果については、議会だよりや町ホームページにおいて公開することとしている。本年においては、町内会の老人会や元議員会との懇談を実施した。

(4) 議会だよりと議会ホームページの充実

本年3月に議会マニフェストを制定し、議会だよりを読ませるから見せる広報へ取り組むべく、段階的に構成の見直しを行い、議会だよりの構成を見直している。引き続き見やす

さを追い求め創意工夫を継続する。

(5) 本会議の開催案内

本会議の開催案内について、告示日に議会ホームページへ掲載、また町内の商業施設や公共施設にポスターを掲示し、議事日程、一般質問の内容、審議案件及び議案等を確認できるようにしている。

議会ホームページでは、本会議の議案、会議結果、会議録（全文、一般質問部分）について掲載しており、各委員会の会議結果概要録を掲載するなど、議会活動情報を住民に伝える工夫をしている。

また、議会本会議の様子を録画しており、令和4年3月より本会議の映像や、一般質問は議員ごとにYouTubeで公開することで、迅速に議会の様子を視聴ができるよう工夫を行っている。

なお、インターネット環境がない住民には南幌町議会録画中継の配信に関する要綱を令和4年2月に施行し、それに基づいてDVDの貸し出しをしている。

(6) 議場傍聴席等の改修

令和2年度の南幌町役場庁舎改修に伴い、高齢者や障がいのある方の議会傍聴に配慮するため、庁舎内にエレベーターの設置、議場の傍聴者席に車椅子用の昇降機を設置し、傍聴者の環境整備を行っている。

今後、役場庁舎1階においても来庁者が3階議場まで足を運ばなくても議会本会議が見れるようモニターの設置について検討している。

(7) 町民アンケートの実施

令和6年11月と令和7年8月に、今後の議会運営の参考とするため町民アンケートを実施した。令和6年11月に実施したアンケートは、議会だよりへ折り込みし3,400世帯へ配布、期間は11月1日からの30日間で、アンケート用紙のみの回答とし111件の回答、3.3%の回答率であった。アンケート結果については、各公共施設への掲示や町ホームページ、議会だよりで公表した。

令和7年8月に実施したアンケートは、期間は8月15日から8月31日までの17日間で102件の回答を得た。今後内容を整理し、令和6年と同様の方法で公表する予定である。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

○議会デジタル化の取組

令和7年4月から、南幌町議会まちづくり特別委員会において、若年層が議会へ参画しやすい環境を整備するため、会議のペーパーレス化及びオンライン会議等、会議のあり方について検討している。試行的に5月から各常任委員会及び各特別委員会において、ノートパソコンの持ち込みによりペーパーレス化を図っている。決算審査特別委員会では各会計決算書及び決算資料のデータを議員へ配布し、データと紙での併用により委員会を開催した。

また、各常任委員会及び各特別委員会において、オンラインで会議が可能となるよう関係条例、規則等の調査研究を行い、関係規定の整備を検討している。

○主権者教育の実施

令和7年3月に制定した南幌町議会マニフェスト(公約)に主権者教育の推進を明記し、具体的な取組として小中学生を対象とした出前講座及び子ども議会の実施を掲げている。

現在、南幌小学校の6年生を対象とした議場見学会を開催すべく、学校長及び担当教諭と協議を重ね、本年11月には小学6年生を対象とした議場見学会を実施する予定であり、実施後の事業評価により、今後は中学生を対象とした子ども議会の検討を予定している。

○南幌町議会ハラスメント防止条例の制定

南幌町議会運営委員会及び南幌町議会まちづくり特別委員会において検討を重ね、議員による議員の地位を利用した町職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止し、根絶するため、令和7年第2回議会定例会において本条例を制定した。条例に規定しているハラスメント防止研修を全議員出席のもと、同年9月に開催しハラスメントに関する知識の向上に努めている。